



広 報 資 料

令和 6 年 1 月 2 4 日
午後 1 時 3 0 分 発表

問い合わせ先
稚内海上保安部

次長 江丸 和仁

Tel. 0162-22-0118

令和 5 年における海上犯罪送致状況について

令和 5 年における稚内海上保安部の海上犯罪送致件数は 3 5 件（1 3 名）となりました。

法令別内訳

1 漁業関係法令違反

漁業関係法令違反の送致件数は 2 0 件（前年 2 件）で、前年から 1 8 件増加となります。

内容は、漁業法違反（漁業権侵害）、北海道漁業調整規則違反（遊漁者等の漁具又は漁法の制限違反）で送致しております。

2 環境関係法令違反

環境関係法令違反の送致件数は 1 件（前年 2 件）で、前年から 1 件減少となります。

内容は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反（一般廃棄物の不法投棄）で送致しております。

3 海事関係法令違反

海事関係法令違反の送致件数は 4 件（前年 3 件）で、前年から 1 件増加となります。

内容は、漁船法違反（漁船原簿への不登録）、船舶職員及び小型船舶操縦者法違反（無資格者の船舶職員としての乗船等）、小型漁船の総トン数の測度に関する政令違反（小型漁船の総トン数の測度の不受験）で送致しております。

4 銃器・薬物関係法令違反

銃器・薬物関係法令違反送致件数は 4 件（前年 0 件）で、前年から 4 件増加となります。

内容は、銃砲刀剣類所持等取締法違反（刃物の不法携帯）で送致しております。

5 その他の法令違反

その他の法令違反送致件数は 6 件（前年 0 件）で、前年から 6 件増加となります。

内容は、電波法違反（無線局の不法開設）で送致しております。